

# 契 約 書

件 名 原子力災害緊急時対応業務 一式

請負代金額 金8,715,000円也  
(うち消費税額及び地方消費税額415,000円)



消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条の第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 高橋 道和 と請負者 財団法人原子力安全技術センター 会長 石田 寛人 との間において、上記の件名について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結するものとする。

第1条 請負者は、別紙の仕様書に基づいて業務を請負うものとする。

第2条 請負期間は、平成23年3月11日から平成23年3月31日までとする。

第3条 請負場所は発注者の指定する場所で行うものとする。

第4条 請負者は、業務が完了した旨を書面により、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。

第5条 請負代金は、業務完了後1回に支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 請負者は、契約期間中において知り得た個人情報、その他の機密情報を第三者に提供・開示・漏洩、または他の目的に利用してはならない。このことはこの契約の終了後においても同様とする。

2 請負者は、本件業務に従事する受注者の従業員との間において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。

第9条 請負者は、本件業務により知り得た個人情報、その他の機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製・複写または改変が必要な場合には、事前に発注者から承諾を得なければならない。

第10条 請負者は、個人情報の委託を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

① 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。

- ② 委託業務の作業場所は、入退室管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
  - ③ 紙媒体・電子データを問わず、委託を受けた個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
  - ④ 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。
  - ⑤ 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去するものとする。
- 2 委託を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、請負者は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い問題解決のための対策を講じなければならない。

第 11 条 請負者は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 請負者は、本件業務の一部に下請け業者等、他の業者を関与させる場合は、当該業者の名称、所在地等について発注者から承諾を得なければならない。
- 3 請負者は、前項に基づき、下請け業者等に本件業務の一部を行わせる場合は、第 8 条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせるとともに、前条第 1 項に定める措置を遵守させるものとする。

第 12 条 請負者は、本契約の終了後、業務の過程において取得または作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、業務中、業務後を問わず、発注者に返納または焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第 13 条 発注者は、請負者が正当な理由なくして第 8 条から第 12 条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、発注者は請負者に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は発注者請負者間において協議して定めるものとする。

第 14 条 この業務で得られた成果物の著作権等一切の権利は発注者に帰属するものとする。

第 15 条 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- ① 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- ② 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ③ 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40

年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 請負者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第16条 この契約について必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第17条 この契約について、発注者請負者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため発注者請負者は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で1通を所持するものとする。

平成23年3月11日

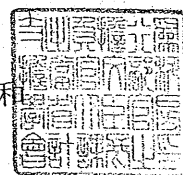
発注者

所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長

高橋 道 和

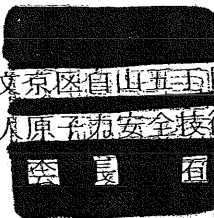


請負者

住所 東京都文京区自由丘五丁目1番3-101号

氏名 財団法人原子力安全技術センター

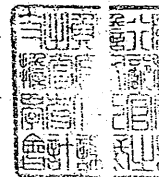
代表取締役 石田 寛



## 仕 様 書

## 1. 概要

原子力発電初頭から大量の放射性物質が放出されるという事態が発生し、文部科学省より緊急時迅速放射能影響予測システム（以下「SPEEDIシステム」という。）の緊急時モードへの切替指示があった際、緊急時対応体制を整え、対応するとともに、関係機関へのSPEEDI操作要員の派遣を行う。



## 2. 実施期間

平成23年3月11日～平成23年3月31日

## 3. 業務内容

以下（1）～（2）のとおり、SPEEDIシステムについての緊急時モード対応体制を整えること。

## （1）原子力災害緊急時対応体制

SPEEDIシステム対応体制（24時間体制）を整え、文部科学省の依頼によるSPEEDIシステム操作要員派遣計画を整える。

## （2）SPEEDIシステム操作要員の派遣

文部科学省より指示のあった関係機関（非常災害対策センター（EOC）、緊急時対応センター（ERC）及び原子力安全委員会等）へSPEEDI操作要員を派遣する（24時間体制）。

## 4. 守秘義務

（1）本業務を通じて知り得た情報は、全て秘密として取り扱い、厳重に管理すること。

（2）本業務を通じて知り得た情報は、契約期間中か否かにかかわらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために使用してはならない。また、正当な理由があって開示する場合にも、事前に文部科学省担当職員から許可を得なければならない。

（3）本業務の実施に当たって文部科学省担当職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

## 5. その他

この仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとし、請負者は誠意をもって対応すること。

平成23年3月31日

完了通知書

文部科学省支出負担行為担当官 殿

東京都文京区白山五丁目2番3-101号

財団法人原子力災害技術センター

会長 唐己 寛



契約件名： 原子力災害緊急時対応業務 一式

上記業務については、平成23年3月31日に完了しましたので、請負契約書契約条項に基づき、完了通知書を提出いたします。

以上